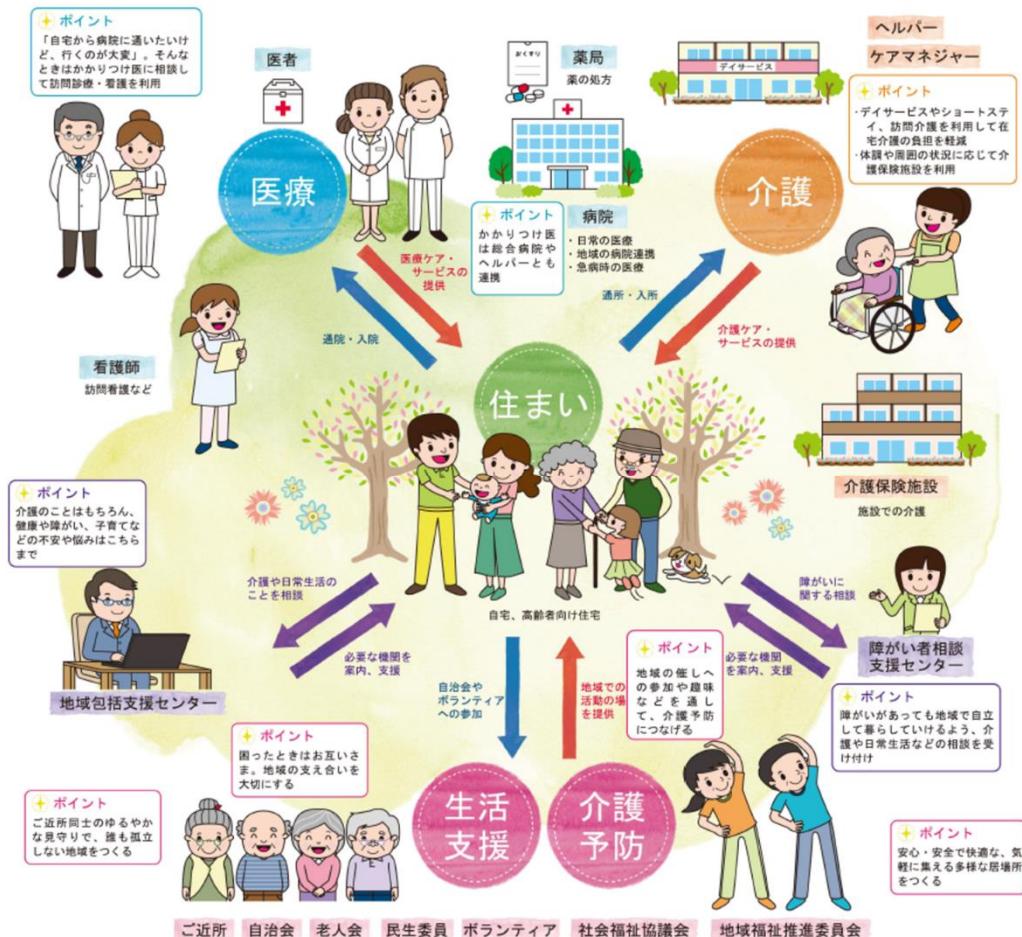


資料 1



地域包括ケア社会の実現に向けては、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体となつた「地域包括ケアシステム」に加え、誰もが参加・交流できる地域活動と歩いて暮らせる生活空間を備えることが求められています。



厚木市における地域包括ケア社会の実現に向けた会議

1 個別課題
解決

2 ネットワーク
構築

3 地域課題
発見

4 地域づくり資源
開発

5 政策形成

地域レベルでの会議

地域ケア会議（地域レベル） (10地域包括支援センター)

■役割

- ・個別課題の解決
- ・地域包括支援ネットワークの構築
- ・地域課題の発見など

第2層協議体（地域レベル） (10地域包括支援センター)

■役割

- ・地域資源やニーズの把握
- ・関係者のネットワーク化
- ・地域資源の開発など

地域福祉推進委員会（地域レベル） (15地区公民館)

■役割

- ・ミニデイ
- ・子育て支援
- ・敬老事業など地域の実情に合わせて実施



市レベルでの会議

保健福祉審議会（市レベル）

■役割

- ・保健、福祉に関する重要事項の審議
- ・福祉3計画の進行管理
- ・条例改正など

地域包括ケア推進会議（市レベル）

■役割

- ・地域包括ケアの推進について審議など

第1層協議体（市レベル）

■役割

- ・地域全体の生活支援体制を整備
- ・介護予防や地域における「助け合い」の仕組みを広げていく

厚木市医療福祉連絡会

■役割

- ・各種研修会の実施
- ・フォーラムの開催

地域福祉推進協議会（市レベル）

■役割

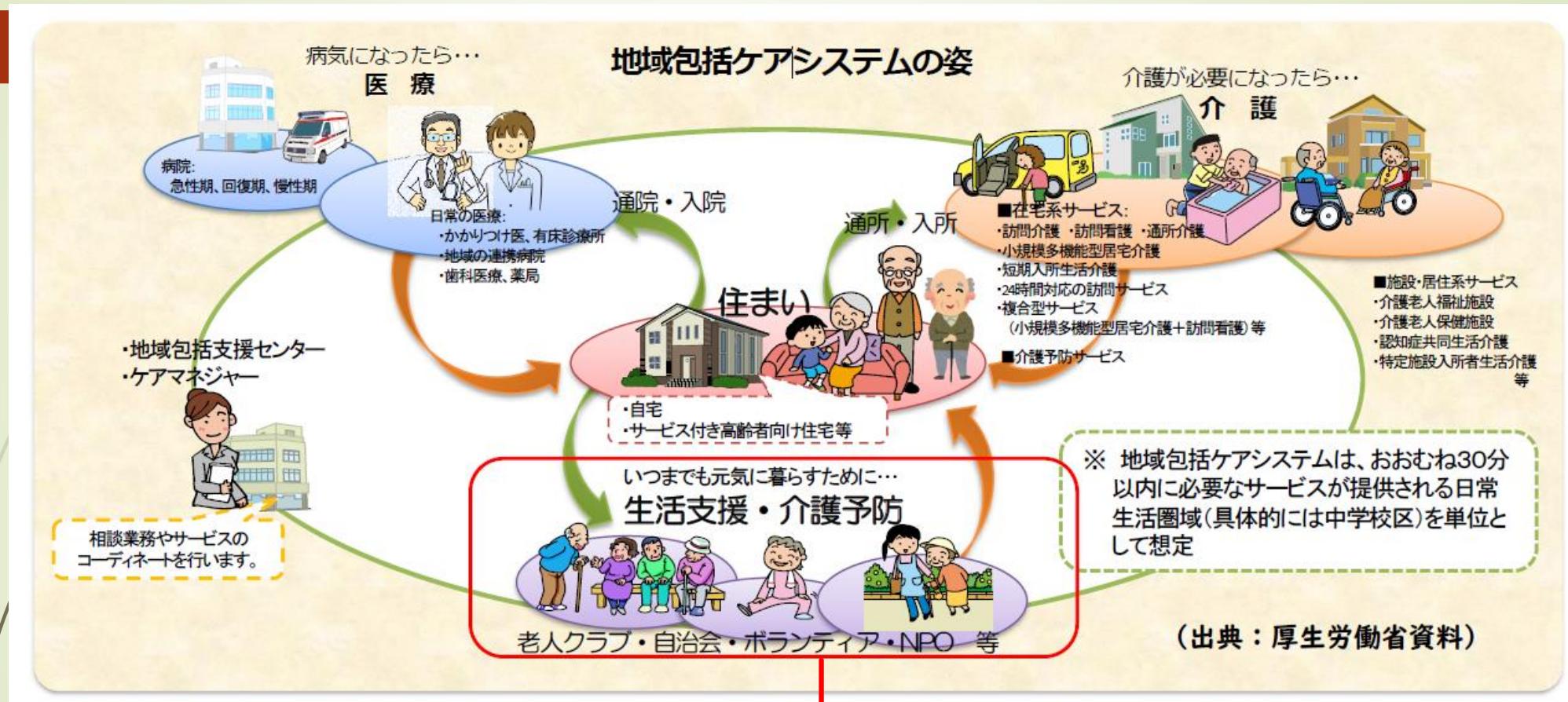
- ・地域福祉計画の策定、推進
- ・地区活動の情報提供・情報交換など

資料 1

1 生活支援コーディネーター制度について



安心して暮らし続けることができる地域づくり（地域包括ケアシステム）



生活支援・介護予防の**担い手**は「**地域**」であり、
「**地域**」の力を引き出す**生活支援コーディネーター**や**協議体**の働きが重要となる。

本市では「**地域福祉推進委員会**」や「**地域づくり推進委員会**」との連携が必須

法律上の定義（介護保険法第115条の45第2項第5号）

2 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）

（3）実施内容

ア 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

高齢者の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制整備を推進していくため、（略）以下の（ア）に掲げるコーディネート機能を有する者を「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」とし、市町村区域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に配置する。（略）

（ア）コーディネート機能

市町村が定める活動区域ごとに、以下のaからcまでの内容を踏まえ、多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を実施することにより、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進する。

- a 資源開発（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保等）
- b ネットワーク機能（関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等）
- c ニーズと取組のマッチング（地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等）

（中略）

イ 協議体の設置

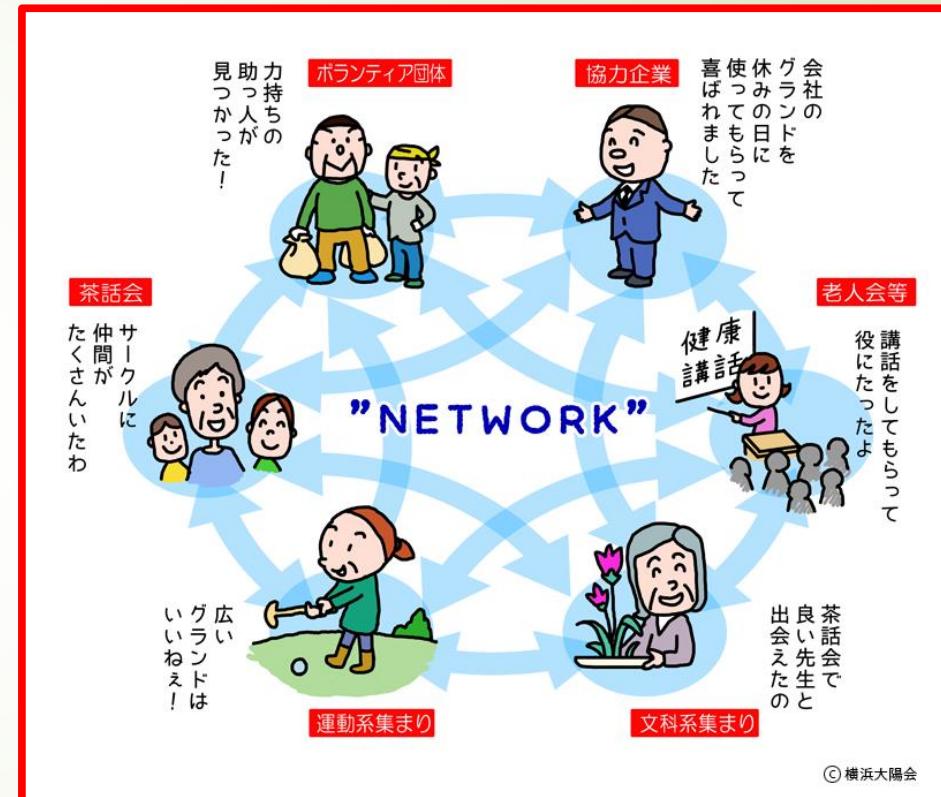
（ア）目的

（略）市町村が主体となって、生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場を設置することにより、**生活支援コーディネーターを補完**し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的とする。

（イ）役割

- ・ 生活支援コーディネーターの**組織的な補完**
- ・ 地域ニーズ、既存の**地域資源の把握**、情報の**見える化の推進**（実態調査や地域資源マップの作成等）
- ・ **企画、立案、方針策定**を行う場（生活支援等サービスの担い手養成に係る企画等を含む。）
- ・ **地域づくり**における意識の統一を図る場
- ・ 情報交換の場、**働きかけの場**等

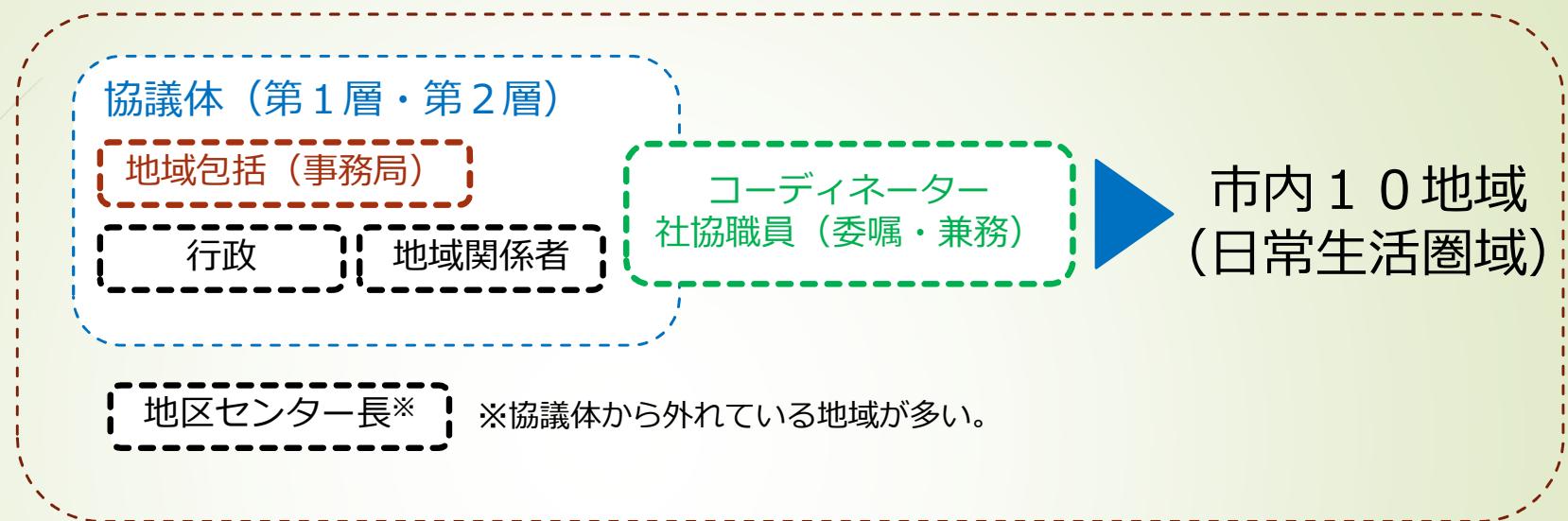
生活支援コーディネーターの役割



地域の支援ニーズとサービス提供主体とのマッチング

現行体制の課題

現行



課題① 兼務体制であるため、地域の情報を収集する時間・余裕が十分に確保されていない。

課題② 地域によっては、公民館との連携が不足している

他自治体の例（第二層生活支援コーディネーター）

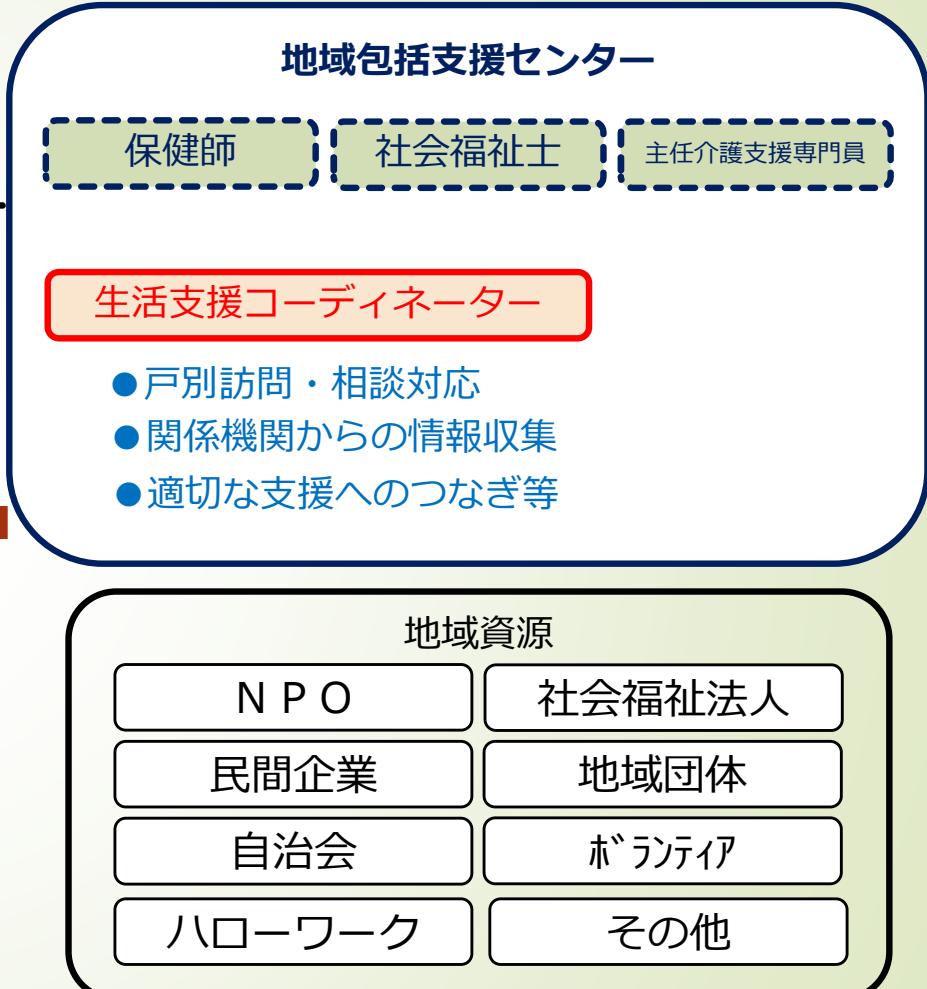
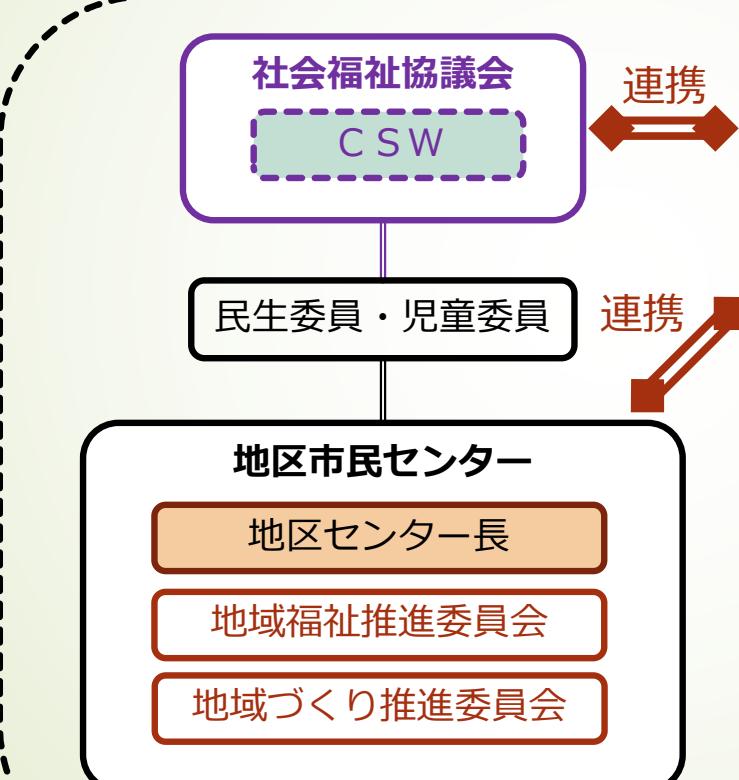
- 多くの自治体では社会福祉協議会へ委託（厚木市は委嘱）
 - ・ 配置人数や身分、資格等は各自治体の実状に合わせて決められている。
- 横須賀市
 - ・ 地域包括支援センターに委託
 - ・ 専任職員を各 1 名配置
- 大和市
 - ・ 各地区に住民による第二協議体が発足
 - ・ 市正規職員が「地域支援担当」として地区社協に参加。
- 平塚市
 - ・ 市内18か所にある「町内福祉村」において地域住民が担っている。委託費は市が負担。

生活支援コーディネーターに係る事業

	重層的支援体制整備事業 (生活支援体制整備事業)	相談支援連携体制構築事業【R7拡充】
目的	多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支えあいの体制づくりを推進する	生活支援体制整備事業の戸別訪問や相談対応を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりを支援
標準額	<p><u>4,000千円×日常生活圏域の数</u></p> <p>※ 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）としての標準額</p>	<p><u>8,000千円×市町村数</u></p> <p>※ 包括的支援事業（社会保障充実分） ※ 「センター以外に設置」又は「重層的支援体制整備事業として行う場合」は4,000千円 ※ 既存の重層的支援体制整備事業と別に行う場合には、生活支援体制整備事業の標準額に4,000千円の上乗せ</p>
財源構成	<p>国 38.5 / 100</p> <p>県 19.25 / 100</p> <p>市 19.25 / 100</p> <p>保険料 23.0 / 100（※65歳以上からの1号介護保険料）</p>	

相談支援連携体制構築事業（簡易イメージ）

生活支援コーディネーターが地域包括支援センターと連携しながら、地域住民への個別対応を通じ、複雰化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりを推進する。





課題として考えなければならないこと

- コーディネーターの配置場所や保有資格など
 - ・ 地域包括支援センター or 公民館 or その他
 - ・ 有資格者（社会福祉士等）に限定するのか
 - ・ 人材が確保できるか
- 公民館（地域社会）との連携
 - ・ 地域福祉推進委員会や地域づくり推進委員会等の公民館が所管している団体との連携をいかに活発にするか
 - ・ 第二層協議体の周知をどのように図っていくか